

令和7年4月1日以後開始事業年度分		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号				日から 日まで	
	事 業 年 度	令 和	年	月		

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕ 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 $\frac{① \times ③}{④}$	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数 ③ 期末の総従業者数 ④
① 兆 十億 百万 千 円	③ 人
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人	
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭ 特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩ 差引 $⑤ - ⑥$	特定内国法人 特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 （別表5の2の2⑤-⑩/同表⑤） ⑬ %
⑤ 兆 十億 百万 千 円	⑬ %
外国の事業に係る控除額 $\frac{⑦ \times ⑧}{⑨}$ 又は $\frac{⑦ \times ⑧}{⑨}$	非課税事業を併せて行う法人 国内における非課税事業に係る期末の従業 者数 ⑭ 国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数 ⑮
⑦ 兆 十億 百万 千 円	⑭ 人
再差引 $⑦ - ⑧$	⑮ 人
非課税事業に係る控除額 $⑨ \times ⑭ / ⑮$	
⑨ 兆 十億 百万 千 円	
課税標準の特例に係る控除額 ⑳	
控除額計 $⑥ + ⑧ + ⑩ + ⑪$	
⑩ 兆 十億 百万 千 円	

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑳ 法第72条の21第1項第1号に係る加算 法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 $⑯ + ⑰ - ⑱$ 資本金の額 別表5の2下表1㉑ 資本準備金の額 仮計 $⑳ + ㉑$ ⑰と⑳のいずれか大きい額 ㉓	資本金の額 別表5の2下表1㉑ 法附則第9条第1項に係る額 $㉑ \times 2$ ㉕ 法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係 月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は $(⑨ - ⑩)$ ㉖ 課税標準の特例に係る控除割合 ㉗ 未収金の帳簿価額 ㉘ 総資産価額 ㉙ 課税標準の特例に係る控除額 $(⑳ \times ㉗)$ 又は $(㉖ \times ㉘ / ㉙)$ ㉚ 法附則第9条第24項又は第26項関係 資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓ ㉛ 政府の出資の金額又は取組資金の金額 ㉜ 法附則第9条第24項又は第26項に係る額 $(㉛ - ㉜)$ 又は $(㉛ - ㉜) \times 1/2$ ㉝
⑱ 兆 十億 百万 千 円	㉕ 兆 十億 百万 千 円
㉓ 兆 十億 百万 千 円	㉖ 兆 十億 百万 千 円
㉗ %	㉘ 円
㉙ 兆 十億 百万 千 円	㉚ 兆 十億 百万 千 円
㉛ 兆 十億 百万 千 円	㉜ 兆 十億 百万 千 円
㉝ 兆 十億 百万 千 円	㉝ 兆 十億 百万 千 円

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭ 外国の事業に係る控除額 $⑳ \times ㉑ / ㉒$ 差引 $⑳ - ㉑$ 非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 $㉓ \times ㉔ / ㉕$ 控除額計 $㉖ + ㉗$	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数 ㉑ 期末の総従業者数 ㉒ 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業者数 ㉓ 国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数 ㉔
㉑ 兆 十億 百万 千 円	㉑ 人
㉒ 兆 十億 百万 千 円	㉒ 人
㉓ 兆 十億 百万 千 円	㉓ 人
㉔ 兆 十億 百万 千 円	㉔ 人